

福島県自転車安全利用五則

自転車を安全に利用し交通事故を防ぐため、道路交通法や福島県自転車安全利用五則などの交通ルールを守りましょう。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「車両」です。

歩道等と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。

(罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等)

自転車が歩道を通行することができる場合は、以下のとおりです。

- 道路標識等により歩道を通行できるとされているとき。
- 自転車の運転者が、児童・幼児（13歳未満の子ども）、70歳以上の者又は車道通行に支障がある身体の障害を有する者であるとき。
- 車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。



2 車道は左側を通行

自転車は、道路(車道)では左側を通行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げるような場合を除き、

路側帯は、道路左側の路側帯に限り通行することができます。

(罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等)

道路左側に設けられた路側帯



路側帯

駐停車禁止路側帯

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

(罰則：2万円以下の罰金又は料料)

4 安全ルール・マナーを守る

- 飲酒運転の禁止 (罰則：5年以下の懲役又は100万円以下の罰金(酒酔い運転の場合)等)
 - ・ 二人乗り (罰則：5万円以下の罰金等)
 - ・ 並進の禁止 (罰則：2万円以下の罰金又は料料)

- 夜間はライトを点灯・反射材着装 (罰則：5万円以下の罰金)

- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

(罰則：3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金等)

- 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止

(罰則：5万円以下の罰金)

5 被害軽減のためヘルメット着用を努める

福島県交通対策協議会は、子どもに限定することなく、
広く自転車利用者にヘルメット着用を促しています。

